

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年5月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300377号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400002号

第1 結論

昭和59年*月及び同年*月並びに昭和61年1月及び同年2月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年*月及び同年*月
② 昭和61年1月及び同年2月

請求期間①及び②について、会社を退職した直後の昭和59年*月頃及び昭和61年1月頃に、A市B出張所で国民年金及び国民健康保険の加入手続きを行い、手続きを行った際に受け取った納付書により、同出張所で国民年金保険料を納付したが、国民年金の納付済期間となっていないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②について、昭和59年*月頃及び昭和61年1月頃に、A市B出張所で国民年金及び国民健康保険の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張し、請求者が保有している年金手帳には請求期間①及び②は国民年金の被保険者期間として記載されている。

しかしながら、基礎年金番号が導入された平成9年1月1日より前に、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続きを行った場合には、被保険者に国民年金記号番号が新規に付番され、被保険者資格を取得するものとされているところ、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得した日は、昭和63年6月1日であり、同年6月23日に被保険者資格取得処理がされている上、請求者の国民年金記号番号前後の複数の被保険者の資格取得処理日により、請求者の国民年金記号番号「*」が同年6月頃に払い出されたと推認できることから、当該払出時点において、請求期間①及び②は、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができない。なお、仮に当該同時点において、請求期間①及び②が国民年金の被保険者期間とされたとしても、当該期間に係る保険料は、時効により納付することができない。

また、A市は、請求者の国民年金に係る記録について、提供できる資料は残っていない旨回

答しているほか、請求者がA市の国民健康保険に加入した記録が確認できない旨回答している。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に対して、別の国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300322号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400012号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、訂正請求記録の対象者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和29年4月1日から同年10月31日まで
② 昭和29年11月1日から昭和34年12月30日まで
③ 昭和39年9月1日から昭和40年7月31日まで

私の母(訂正請求記録の対象者)は、昭和28年3月末に高校を卒業後、D県の学校へ洋裁を習いに行き、社会人の始まりは昭和29年からであると言っていたので、脱退手当金を受給した記録となっているという高校卒業前の昭和28年3月1日にA社で厚生年金保険の被保険者となっている記録は誤りである。

私の母(訂正請求記録の対象者)は、請求期間①にはE市のA社で、請求期間②にはB社で、請求期間③にはF市のC社でそれぞれ事務職として勤務していたので、請求期間①、②及び③の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は訂正請求記録の対象者がE市のA社に勤務していたところ、請求期間①当時、E市内においてA社G工場及びA株式会社の2社が厚生年金保険

の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、A社G工場は、平成22年2月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿における代表取締役は、当該工場は既に閉鎖しており、資料は残っていない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社G工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者は、昭和28年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年7月25日に同資格を喪失していることが確認できるものの、請求期間①において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に、訂正請求記録の対象者の氏名はない。

さらに、A株式会社は、平成4年8月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成4年当時の同社の事業主は、当時の資料は残っていない旨陳述していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間①当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に訂正請求記録の対象者の氏名はない。

- 2 請求期間②について、請求者は、当初、訂正請求記録の対象者はE市のB社に勤務していたとしていたが、紙台帳検索システム（事業所名簿）及び社会保険オンラインシステムにより検索したところ、請求期間②において、同市にB社という名称の厚生年金保険の適用事業所の記録は確認できない上、H法務局は同市に当該事業所の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、請求者は、後日、B社について、複数の子会社を有する株式会社であり、E市の会社かはわからないとしているため、事業所を特定することができない上、請求者は、B社の事業主及び同僚の氏名を不明としていることから、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 請求期間③について、請求者は、訂正請求記録の対象者はF市のC社に勤務していたとしているが、紙台帳検索システム（事業所名簿）及び社会保険オンラインシステムにより検索したところ、請求期間③において、同市にC社という名称の厚生年金保険の適用事業所の記録は確認できない。

また、請求者は、C社の事業主及び同僚の氏名を不明としていることから、訂正請求記録の対象者の請求期間③に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①、②及び③における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。